

令和8年度静岡市営墓地利用者募集要領

《申込み及び問合せ先》

静岡庁舎 新館 15階 戸籍管理課

電話 054-221-1297

FAX 054-221-1538

1 利用者を募集する墓地

沼上霊園 静岡市葵区南沼上2052番地の352（案内図参照）

愛宕霊園 静岡市葵区沓谷1333番地の1（案内図参照）

墓 所 種 別	間口×奥行×高さ	墓所面積	墓所使用料	年間管理料	募 集 数
沼上普通墓所1号区	1.34m×1.50m	2.01㎡	31万円	4,310円	5区画
沼上普通墓所2号区	1.21m×1.21m	1.46㎡	29万円	3,820円	20区画
沼上芝生墓所	1.10m×1.75m	1.92㎡	35万円	5,620円	2区画
沼上壁面式墓所	0.90m×1.40m×1.75m	1.26㎡	(注)8万円	3,630円	13区画
愛宕普通墓所1号区	2.73m×3.64m	9.93㎡	231万円	11,760円	2区画
愛宕普通墓所2号区	1.82m×2.73m	4.96㎡	121万円	7,010円	3区画
愛宕普通墓所3号区	1.82m×1.82m	3.31㎡	85万円	5,500円	5区画
愛宕普通墓所5号区	1.21m×1.21m	1.46㎡	44万円	3,820円	10区画
愛宕普通観音山5号区	1.21m×1.21m	1.46㎡	44万円	3,820円	10区画
計					70区画

(注) 壁面式墓所の墓所使用料「8万円」は、10年間分の期限付き墓所使用料です。(更新可)

沼上霊園の普通2号区は、新しく整備されたものです。

沼上霊園の普通2号区を除く墓所及び愛宕霊園の墓所は、返還された墓所の再募集です。

愛宕霊園の普通5号区と普通観音山5号区は設置基準が異なります。

間口や奥行等の大きさはあくまでも目安のため、実際の寸法は現地で確認してください。

※墓所区画の申込みについて

●希望する墓所の種別をひとつ選んでください。

●区画の場所は、抽選で決まります。

2 申込資格のある方

申し込みをするためには、次の(1)～(3)のいずれも満たす必要があります。

(1) 申込日において、本市に引き続き1年以上居住し、かつ、住民登録をされている方

(2) 埋蔵しようとする焼骨(死亡者)の祭祀を主宰すべき立場にある方

(3) 焼骨の範囲等:配偶者又は2親等以内の親族の焼骨で、市内に墓地がなく、

次の①～⑤までのいずれかの状態にある方

① 埋蔵しないで、自宅に保管している。

② 静岡市愛宕霊堂に期限付きで収蔵している。

③ 市内の寺院等に一時的に預けている。

④ 市外の墓地に埋蔵又は納骨堂に収蔵している。

⑤ 親族等の墓地に一時的に埋蔵している。

3 申込資格のない方

- (1) 焼骨のない方(将来のために墓地を確保したい方)
- (2) 静岡市内に墓地をお持ちの方
- (3) 静岡市内の民営納骨堂に焼骨を収蔵している方
くただし、静岡市愛宕霊堂・期限付き収蔵及び寺院等での一時預りを除く。>
- (4) 死産児等(戸籍に登録されていない方)の焼骨を埋蔵したい方
- (5) 分骨した焼骨のみを収めたい方
- (6) 遺髪や遺品等のみを収めたい方

4 申込書の受付期間と申込方法

- (1) 令和8年11月2日(月)から11月18日(水)まで、(土曜日、日曜日、祝休日は除く。)
受付時間は、午前9時から午後5時までです。

- (2) 申込場所は、静岡庁舎 新館15階 戸籍管理課 (電話 054-221-1297)です。

- (3) 申込みには、申込者又は事情説明のできる方がおいでください。

- (4) 申込みに必要な書類等

①静岡市営墓地利用申込書

②市営墓地利用申込みに係る確認票

③申込者の、現在の世帯全員の住民票(続柄・本籍が記載されているもの)1通

※できるだけ申込日の当日に、住民票等をご用意ください。

④ご遺骨に関する証明書(ご遺骨の状態により以下のもののうちどれか)

※いずれも原本をご用意下さい

要領1ページの 2 申込み資格のある方の条件のなかで

(3)－①に該当の方…火葬許可証

(3)－②に該当の方…納骨堂利用許可証

(3)－③に該当の方…火葬許可証

(3)－④に該当の方…埋蔵証明書または収蔵証明書

(3)－⑤に該当の方…埋蔵証明書

⑤その他必要に応じて別途必要書類の提出をお願いする場合があります。

※申込書、収蔵証明書及び埋蔵証明書等の様式については、戸籍管理課に所定の用紙があります。また、静岡市ホームページからダウンロードすることもできます。

※抽選番号は申込書提出時にお渡しします。(抽選番号は概ね申込順となります。)

※申込書提出後の希望墓所の変更は出来ません。

5 墓所利用許可予定者の決定について

(1) 申込者数が募集区画数を超えたときは、公開抽選により利用許可予定者を決定します。

また、応募数が募集区画数以内であっても墓所の位置を決定する抽選を行います。

※くじ引きは職員が行います。皆さんの立ち会いは自由です。

※抽選結果は、抽選会の翌日、静岡市ホームページに掲載します。お電話でのお問合せ

は、静岡市コールセンターにてお受けしますので、戸籍管理課へのお電話でのお問合せ

はご遠慮ください。

《抽選結果 問合せ先》 静岡市コールセンター 電話 054-200-4894

※当選された方には、今後の手続きについて、郵送でお知らせします。

(2) 抽選枠の区分

① 優先枠： 申込み資格のある方で、令和5年度、6年度及び7年度の
3回連続して、抽選にもれた方。

(ただし、この間に申込み後の棄権をされた方については、その翌年
度また1回目からのカウントとなります。)

※優先枠該当者は、二つの抽選番号が付与されます。

② 一般枠： 申込み資格のある方で、優先枠以外の方

(3) 公開抽選会の日時・場所（墓所の応募状況等により変更する場合があります。）

日 時：	沼上 普通墓所1号区	令和8年11月26日(木)
	及び 沼上 普通墓所2号区	10:00から抽選開始
	及び 沼上 芝生墓所	
	及び 沼上 壁面式墓所	

	愛宕 普通墓所1号区	令和8年11月26日(木)
	及び 愛宕 普通墓所2号区	13:30から抽選開始
	及び 愛宕 普通墓所3号区	
	及び 愛宕 普通墓所5号区	
	及び 愛宕 普通観音山5号区	

場 所： 静岡市役所静岡庁舎（葵区追手町5番1号）
新館9階 特別会議室

※1時間を超える抽選会のため、来場者の方は地下駐車場をご利用いただけ
ません。申し訳ありませんが、公共交通機関をご利用ください。

抽選（当選）後の諸手続きについて

公開抽選により、墓所利用予定者になった方は、次の手続きが必要になります。

1 墓所の使用許可申請

- (1) 令和8年12月7日(月)から12月18日(金)(午前9時から午後2時30分まで)の期間内（土、日曜日は除く。）に静岡庁舎新館 1 5階戸籍管理課へおいでください。
なお、申請にともない、使用料及び初年度管理料を市役所 1 階の指定金融機関に納入していただく必要がありますので、ご用意をお願いします。

(注)1 使用料及び管理料は、現金一括払いとなります。また、上記期間内に申請のない場合は墓所利用を辞退したものとみなして処理します。

(注)2 この時に納入していただく管理料は許可開始年度である令和8年度分です。翌年度からは毎年8月にその年度分の管理料を納入していただきます。

- (2) お持ちいただく書類

- ① 静岡市営墓地利用許可申請書
- ② 個人情報及び債権管理に関する同意書
- ③ 当選通知に同封して送付された書類

- (3) 利用許可申請書等の提出及び使用料・管理料の納入後、静岡市営墓地利用許可証を交付します。

(注) やむを得ない事情により辞退する場合は、使用料等を納入する前に申し出てください。(納入後の辞退の場合は、既納使用料の半額のみ返金となります。ただし、壁面式墓所の既納使用料は、返金いたしません。)

2 墓碑等の建立手続

- (1) 墓碑等の建立は、利用許可後1年以内に行ってください。
- (2) 墓碑等の建立の際には、事前に次の書類をそれぞれの霊園管理事務所へ提出し、審査を受けてから行ってください。
- ① 市営墓地埋蔵施設設置（改修）届出書(様式第 6 号)
 - ② 設置計画書
- (3) 墓碑等の建立にあたっては、墓所設置基準を守ってください。
設置基準を守っていないときは、建て直しとなります。
- (4) 墓碑等の建立や地盤改良工事に係る経費については全てご負担いただきます。

3 焼骨の埋蔵

- (1) 焼骨の埋蔵は、利用許可後1年以内に申込書のとおり実施していただきます。
- (2) 当墓所は、焼骨埋蔵の目的以外に使用することが出来ません。
- (3) 埋蔵するときは、静岡市営墓地埋蔵・改葬届出書(様式第 7 号)及び火葬証明書（又は改葬許可証）を霊園管理事務所へ必ず提出してください。無断で埋蔵することは、法律で禁じられています。

なお、不明の点等がありましたら、静岡庁舎新館 1 5階戸籍管理課へお問い合わせください。

(注) 不正申し込みが判明した場合は、利用許可後であっても利用権を取消します。

墓所利用に関する注意事項

1 来年度以降の管理料の納入方法

●毎年8月上旬に納入通知書を郵送しますので、指定の金融機関へ納入してください。

2 利用墓所の返還

●利用墓所が不要になったときは、原状に復して返還してください。なお、この場合の墓所使用料は、利用許可後3年以内に墓所を返還した場合のみ、既納使用料の2分の1の金額を還付します。(3年を経過した場合は、還付金はありません。)ただし、壁面式墓所については、3年以内の返還であっても使用料の還付はいたしません。

3 遺骨の埋蔵

●遺骨を埋蔵するときは、「市営墓地埋蔵・改葬届出書」に、「改葬許可証」又は「火葬許可証」を添えて霊園管理事務所へ提出してください。なお、このとき、「市営墓地利用許可証」を提示してください。

4 墓所利用権の移転及び住所変更

- (1) 墓所利用権は、利用者の死亡等の理由により、当該利用者に代わって祭祀を主宰することになった者のみが、承継することができます。(墓所利用権を他者へ譲渡することはできません。)
- (2) 住所・氏名等登録事項の変更及び承継により利用権を移転する場合は、戸籍管理課へ届出をしてください。(手続きの際には、提出書類等についてあらかじめ戸籍管理課にお問い合わせください。)

5 利用許可の取消し事由

- (1) 利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても、祭祀を主宰すべき者がいないとき。
- (2) 利用者が3年間管理料を納めないとき。
- (3) 利用者が許可の条件に違反したとき。
- (4) 利用者が法令又はこの条例もしくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

6 利用者の義務等

- (1) 焼骨は、利用許可を受けた日から1年以内に埋蔵施設を設け、埋蔵してください。
- (2) 墓所は、焼骨以外は埋蔵できません。
- (3) 墓所利用権を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- (4) 墓地の管理上支障となることのないよう、十分な注意をもって埋蔵施設を管理してください。

7 墓所内の清掃等

- (1) 墓所内の清掃・除草等は、利用者の方が行ってください。
- (2) 墓所内に樹木等を植えないでください。

8 その他

●芝生墓所、壁面式墓所については、塔婆を墓所内へ立てることはできません。所定の塔婆立てがございますので、そちらをご利用ください。

(埋蔵施設の制限)

第9条 墓所の利用者は、別表第1に掲げる設置基準に従い、埋蔵施設を設置しなければならない。

- 2 墓所に設置する埋蔵施設は、1基とする。
- 3 墓所の利用者は、市があらかじめ設置してある縁石、墓碑等の形状を変更してはならない。
- 4 芝生墓所又は壁面式墓所の利用者は、樹木等の植栽をしてはならない。
- 5 芝生墓所又は壁面式墓所の利用者は、搭婆立て及び囲障を設置してはならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、管理上必要な施設の制限は、市長が別に定める。

別表第1 (第9条関係)

(平25規則29・全改)

1 愛宕霊園

墓所区分		設置基準		
普通 墓所	号区	墓碑及びこれに類する 設備の高さ (納骨施設上面より)	納骨施設の高さ (墓所地盤面より)	囲障の高さ (納骨施設上面より)
	1号区	4.55メートル以内	0.91メートル以内	0.91メートル以内
	2号区	3.64メートル以内	0.91メートル以内	0.91メートル以内
	3号区	2.73メートル以内	0.65メートル以内	0.61メートル以内
	5号 観音山の区 区 域	1.60メートル以内	0.50メートル以内	0.61メートル以内
	上記以外の 区域	2.00メートル以内	0.65メートル以内	0.61メートル以内

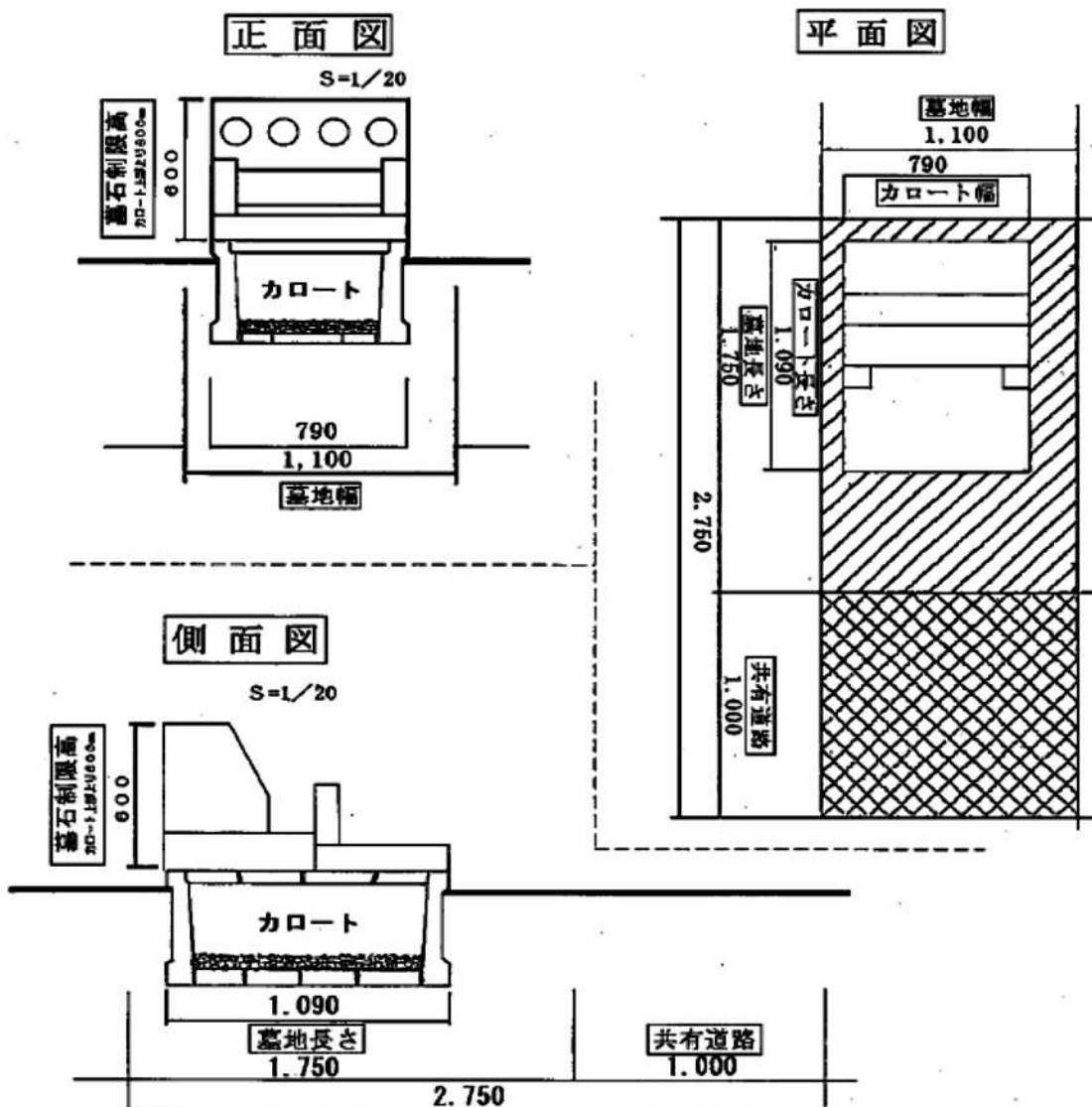
2 沼上霊園

墓所区分		設置基準		
普通 墓所	号区	墓碑及びこれに類する 設備の高さ (納骨施設上面より)	納骨施設の高さ (墓所地盤面より)	囲障の高さ (納骨施設上面より)
	1号区	1.60メートル以内	0.50メートル以内	0.61メートル以内
	2号区	1.60メートル以内	0.50メートル以内	0.61メートル以内
芝生墓所		墓碑及びこれに類する設備は、納骨施設の上に設置し、高さは納骨施設上面から60センチメートル以内とすること。		
壁面式墓所		家名板、家紋等表示板、香炉、花立て、墓誌を設置する場合は、市長があらかじめ指定した大きさの範囲内で、指定された場所に設置すること。		

芝 生 墓 所 の ご 案 内

芝生のなかに墓所を設けてあり、公園的な明るい見通しの良い墓所となっています。
 納骨施設が設置されていて、使用者の方は墓石のみを設置していただきます。
 墓碑及びこれに類する設備は、納骨施設の上に設置し、高さは納骨施設の上部から
 60センチメートル以内に設置していただきます。
 1基には8体（7寸壺）のご遺骨を納骨することができます。

・使用料・・・350,000円 ・管理料・・・5,620円（年間）



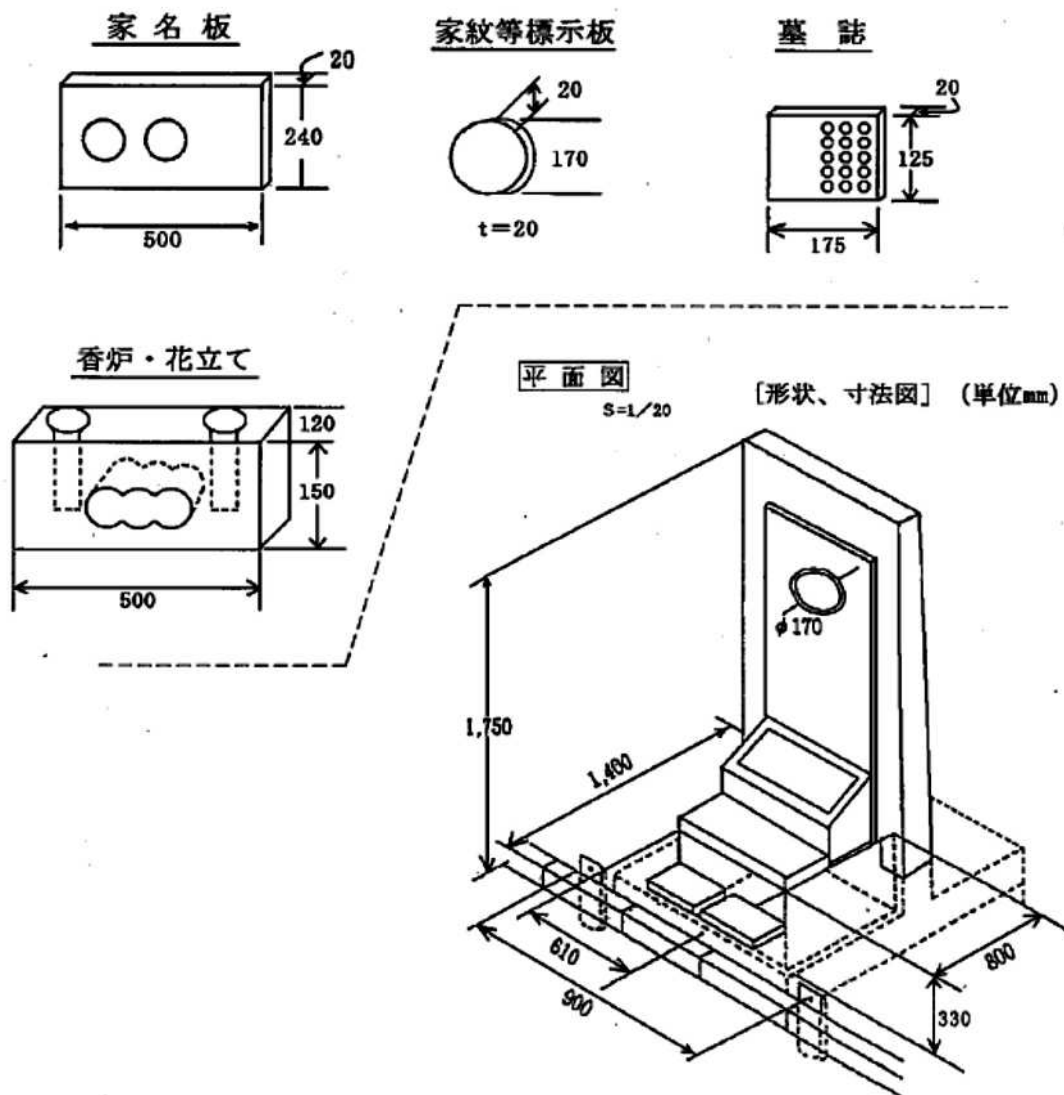
壁 面 式 墓 所 の ご 案 内

雛壇状に造成した擁壁を利用して、墓石と納骨施設をセットでご利用いただく墓地です。
家名板、家紋等表示板、高炉、花立、墓誌を設置にあたっては、あらかじめ指定した大きさの範囲内で指定された場所に設置していただきます。

1基には6体（7寸壺）の御遺骨を納骨することができます。

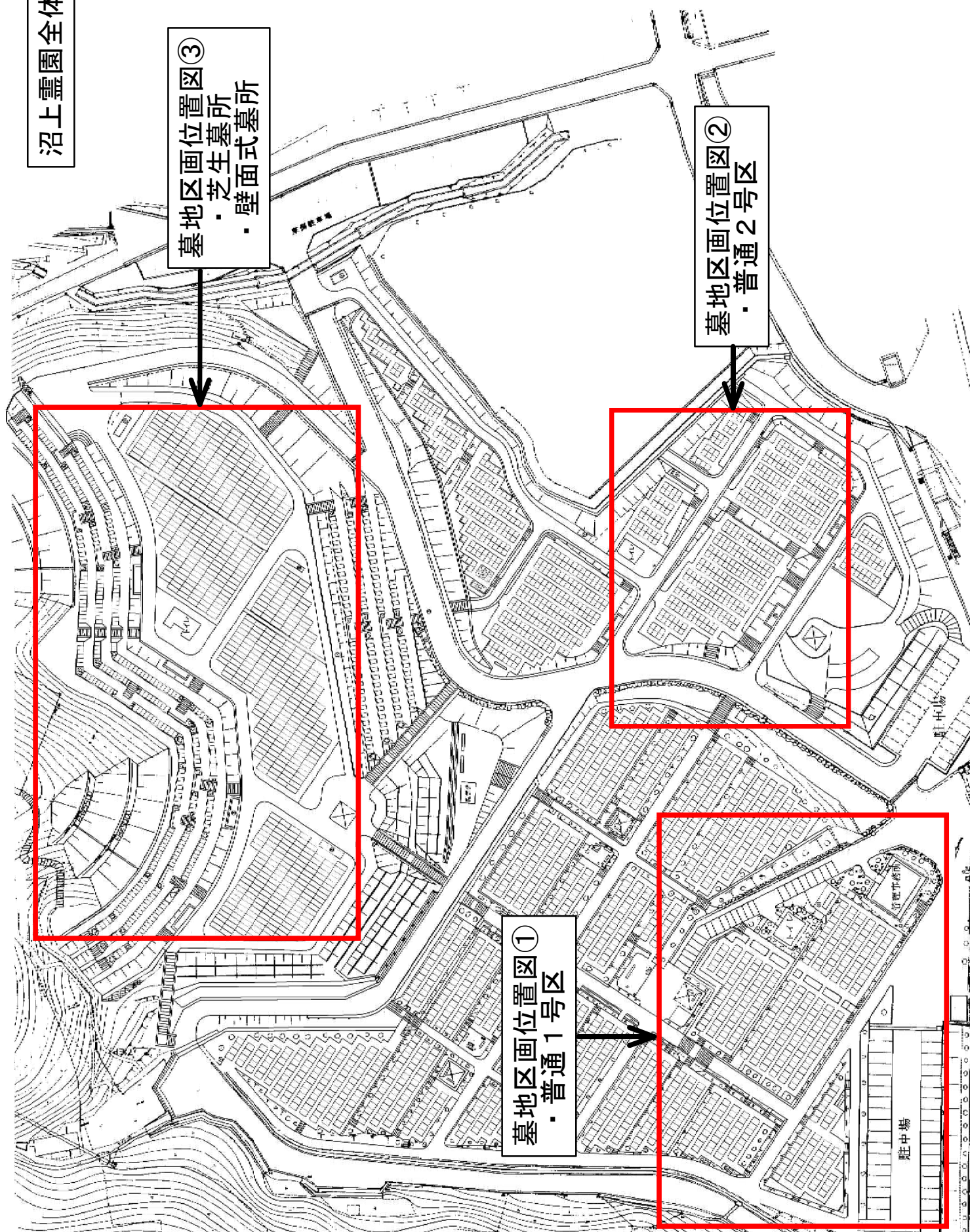
・使用料（10年間）・・・80,000円（更新可能）・管理料・・・3,630円（年間）

【各自でご用意いただく物】（単位mm）

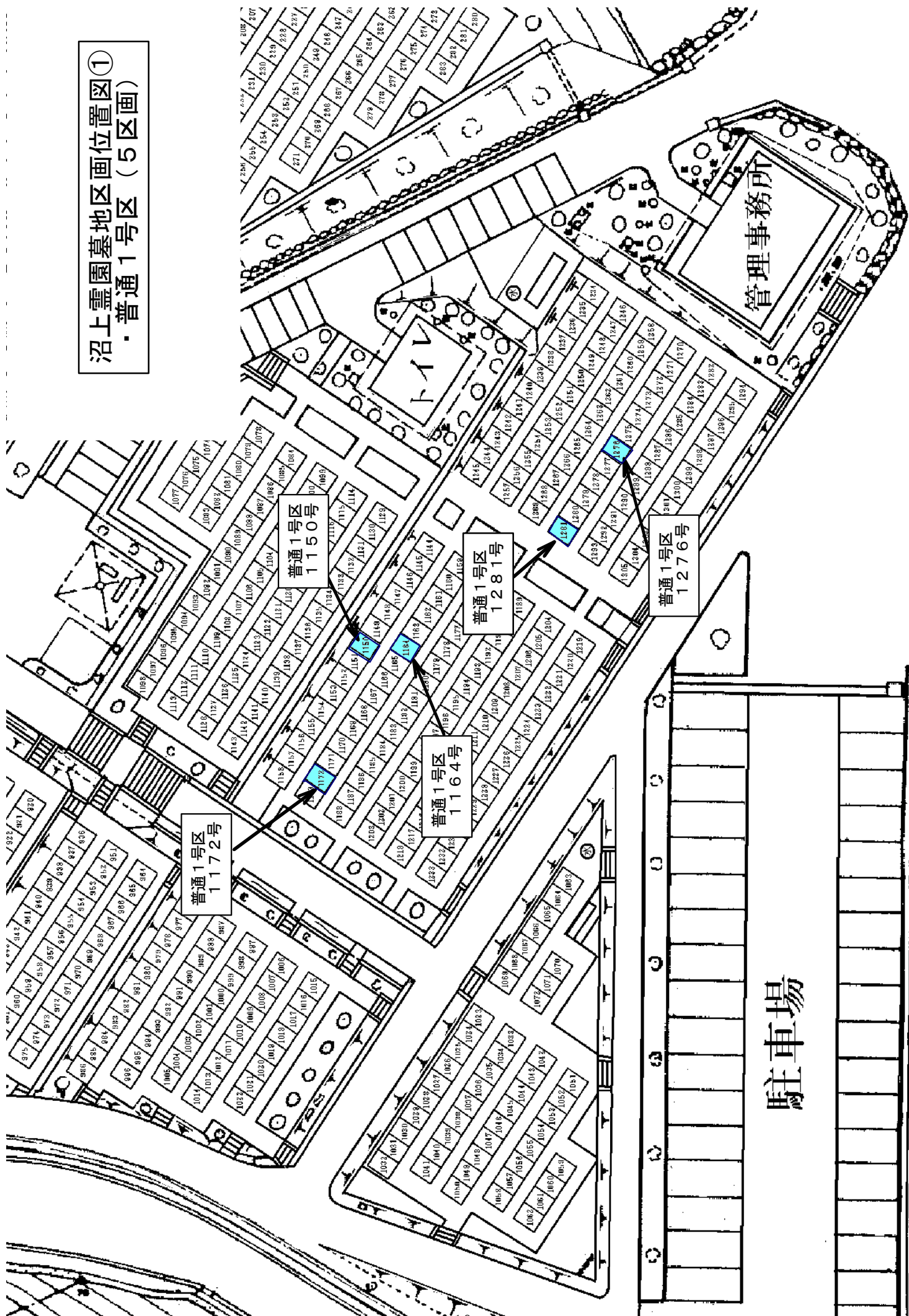


※材質は、腐朽、腐食及び破損のしにくいものとします。

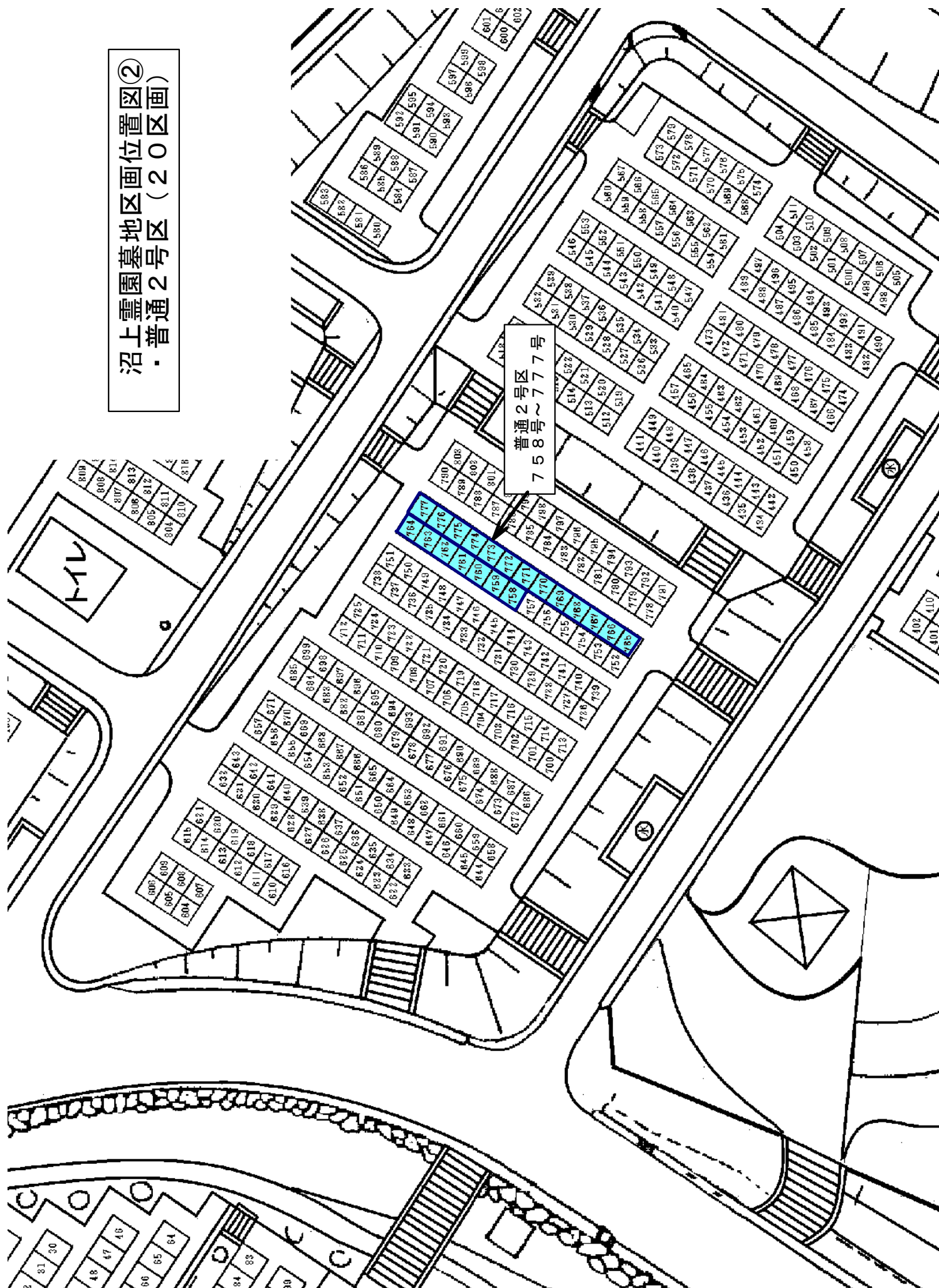
沼上霊園全体図



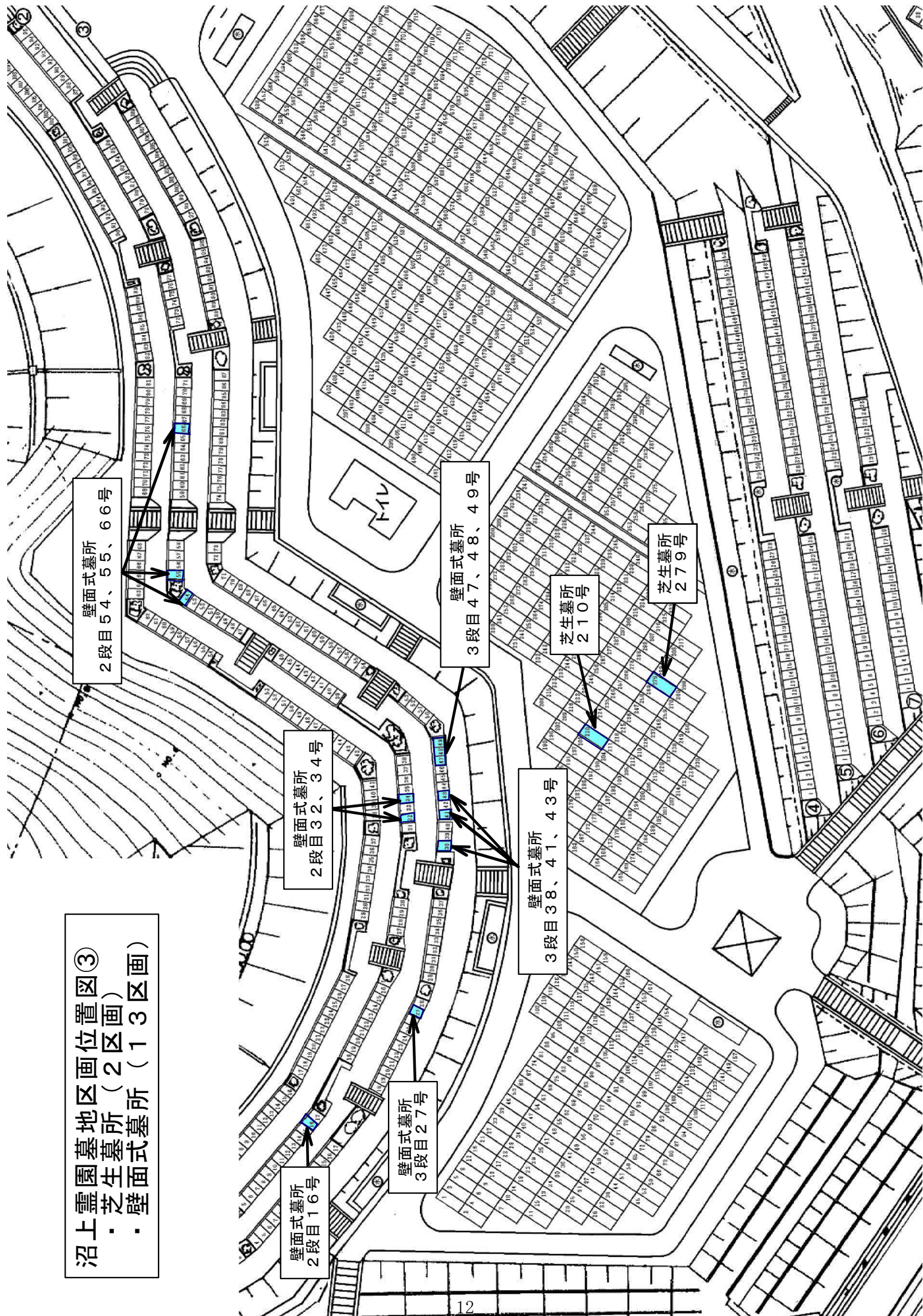
沼上霊園墓地区画位置図①
・普通1号区 (5区画)



沼上霊園墓地区画位置図②
・普通2号区(20区画)



沿上靈園墓地地区位置図③
 ・芝生墓所（2区画）
 ・壁面式墓所（13区画）

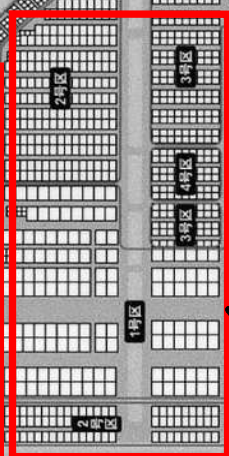
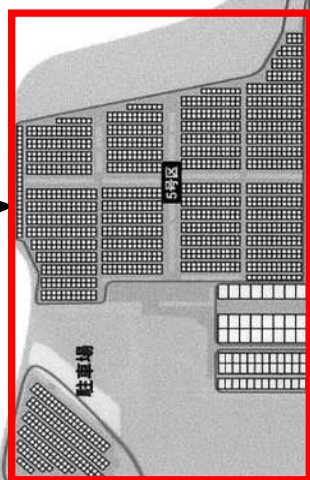


愛宕霊園全体図



墓地区画位置図②

- ・普通1号区
- ・普通5号区
- ・観音山5号区



墓地区画位置図①

- ・普通1号区
- ・普通2号区
- ・普通3号区



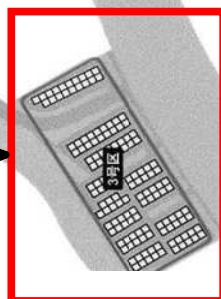
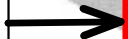
墓地区画位置図④

- ・観音山5号区



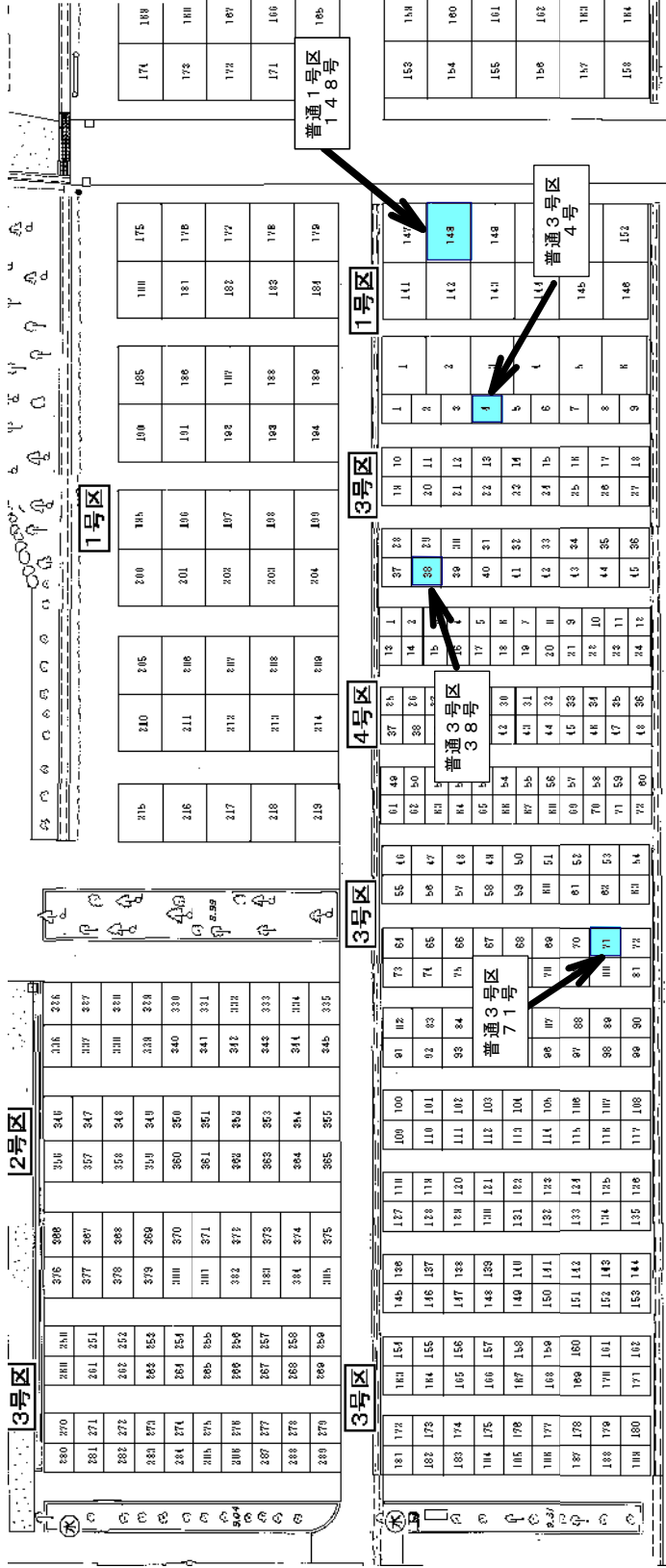
墓地区画位置図③

- ・普通3号区



愛宕霊園墓地地区画位置図①

- ・普通1号区 (2区画中1区画)
- ・普通2号区 (3区画中3区画)
- ・普通3号区 (5区画中3区画)



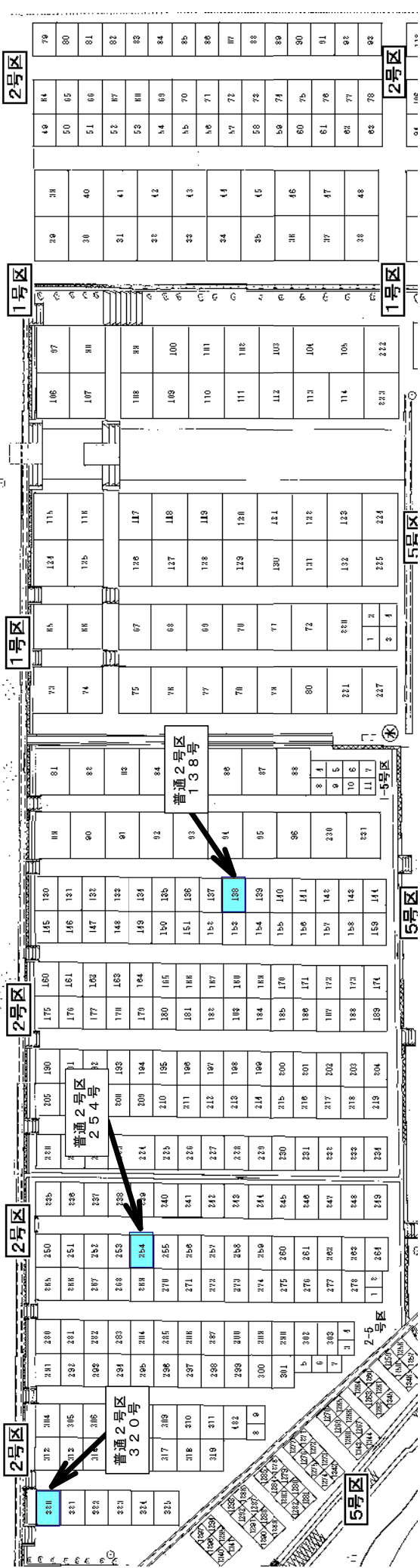
愛宕霊園墓地地区画位置図②

愛宕霊園墓地地区画位置図③

愛宕霊園墓地地区画位置図④

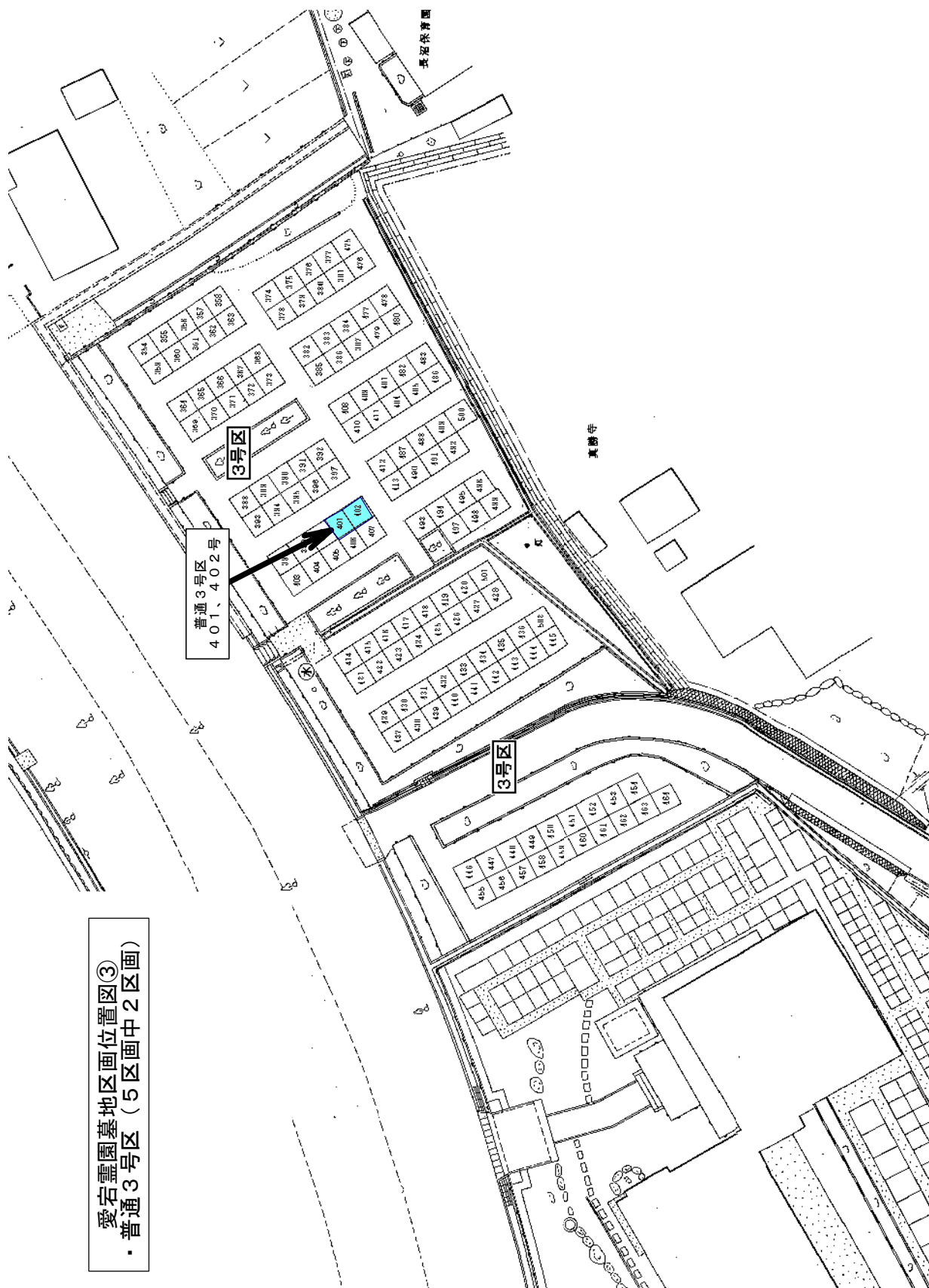
愛宕霊園墓地地区画位置図⑤

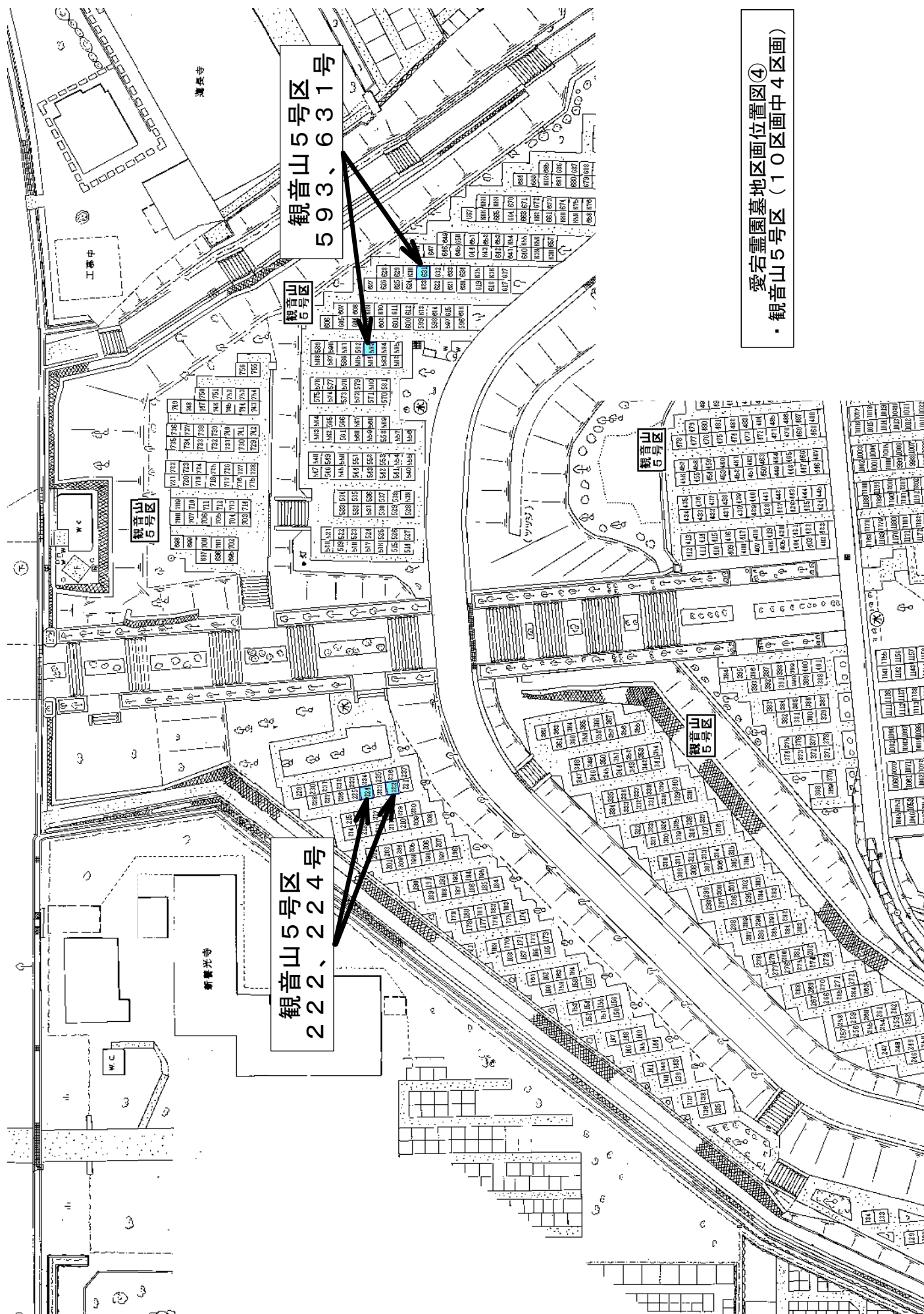
愛宕霊園墓地地区画位置図⑥





愛宕霊園墓地区画位置図③
・普通3号区（5区画中2区画）





愛宕霊園墓地地区画位置図④
・観音山5号区（10区画中4区画）